

令和8年度 玄海学園「学校いじめ防止基本方針」

1. 本校区におけるいじめ防止等のための目標

(1) 玄海学園の子どもの実態（令和8年度玄海学園経営要綱から）

- 基礎学力の定着や学習習慣の確立に課題がある。
- 健康かつ心理的安全性を踏まえた生活習慣の定着に課題がある。
- 自分で気づき、考え、適切に行動することに課題がある。
- 規範意識、人権意識、自尊感情に課題がある。

(2) 玄海学園の目標

いじめは「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは、どの学校にも、どの子にも起こりうる」「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という認識・危機意識・信念のもと、玄海中学校区の児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、また学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように、家庭と学校、地域・関係機関が連携して対応し、「いじめ しない させない みのがさない」をキャッチフレーズに4校が協働していじめの早期発見・早期対応・未然防止の取り組み・解消に努めていく。

(3) 令和8年度 重点目標

◆ 本気でいじめの未発見・未解決ゼロを目指す

「いじめはどの学校、どの子にも起こりうる」という認識のもと、いじめの早期発見・早期対応に努めることが重要である。そこで、いじめの件数がゼロであることは、今あるいじめを見抜けていないのではないのかという立場に立ちたい。いじめの発見件数がゼロであることを目指すのではなく、いじめの未発見、未解決ゼロを目指す。

◆ 本気で組織的・継続的対応を目指す

いじめ問題の対応については、校長のリーダーシップのもと、学校全体での組織的、継続的な取組を行うことが必要である。

また、いじめの早期発見・早期対応においては、児童生徒が発する悩みや不安のサインに気づき対応する取組を、学校の組織として構築し、児童生徒の情報を全職員で共有しておくことが必要であり、下図のような指導体制のもと、具体的な取組を推進する。

- ① 「校内いじめ問題対策委員会」を設置し、定例的な会議を行う。
- ② 「校内いじめ問題対策委員会」については、月に1回必ず開催する。
- ③ いじめ問題に対応する担当者を明確に位置づける。
- ④ 「いじめに特化したアンケート」によって明らかになったいじめの有無や内容等について、本委員会での点検や学年からの報告によって情報を確実に把握するとともに、全教職員が共有化できるようにする。
- ⑤ 「校内いじめ問題対策委員会」や生徒指導部組織ごとに定期的に評価を行い、学校の組織機能の点検を行うとともに、評価や点検で明らかになった課題について、早急に改善を図ること。
- ⑥ 「校内報告・連絡マニュアル」等を作成して、いじめの報告・連絡体制を整備するとともに、職員会議等において、全教職員間の確実な情報の共有化と共通理解を図る。【いじめSOSキャッチ体制の充実…いじめ情報を校内で情報共有しないことは法の規定に違反しているという認識をもつ】
- ⑦ 「校区いじめ問題対策委員会」において、各学校の取り組みを報告し、方針等の見直しを行う。

(4) 数値指標

児童生徒いじめの認知件数向上

児童生徒いじめの解消率向上

(5) 児童生徒教師行動目標

いじめはしない、させない、みのがさない

【いじめの定義 および 解釈について】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。 【※ 文部科学省調査における定義による】

- 心理的・物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対処すること
- インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応すること
- 性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うこと

➤ 【県いじめ問題総合対策改訂版の留意事項 29 教義第 7216 号 20180326 県教育長通知】

【いじめの具体的な態様について】

■ 心理的な攻撃

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる。
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。

■ 物理的な攻撃

- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

【各学校での運用について】

学校においては、児童生徒間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまでも調査のための指標であり、学校は常に児童生徒の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが肝要である。

2. いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 児童生徒への指導の充実

(ア) 人間関係スキル育成の取り組みの推進

- ・ 心づくり部から提案される取り組みを4校が確実に実施。（具体的な日常的な取り組み例：構成的エンカウンター等の活用による学級集団づくり、正しい言葉遣いができるようになる運動、誰よりも先に挨拶運動などの意図的・計画的な実施 等）

(イ) 生命尊重や思いやりの心を育てる道德教育の工夫ある計画的な推進

- ・ 命を考える週間の設定 等

(ウ) 基本的生活習慣や規範意識の育成

- ・ 教職員の共通理解と連携による指導の徹底（学び方ガイドの重点的な項目の徹底）
- ・ 規範意識を育む体験活動の充実（異年齢交流活動、職業体験活動、高齢者との交流）
- ・ 家庭・地域との連携 等

(2) 学級・学年集団の育成

(ア) いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりの推進

- ・ 教師が、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる居場所を提供。（個々が活躍できる場と機会を保証、集団内で傷つかないことを保証するためのルールを確立）
- ・ 児童生徒が、主体的に取り組む共同な活動を通して、児童生徒自らが「絆」を感じ取り、絆づくりを行う。教師は、そのための「場」や「機会」を準備する。（学級活動の話し合い活動の重視、授業における交流活動の実施） 等

(イ) 児童生徒の自治的活動の推進

- ・ 小学校児童会中学校生徒会役員で合同あいさつ運動
- ・ 生徒会主催によるいじめに特化したワークショップ
- ・ 児童生徒によるいじめ対策基本方針の作成 等

(ウ) 児童生徒の連帯感や存在感を高める体験活動の推進

- ・ 中学生による小学校運動会・文化祭ボランティア活動の実施
- ・ 小中交流活動の実施
- ・ 小学校でのピアサポート活動（縦割り活動）の実施 等

(3) 家庭・地域連携の教育活動

(ア) 家庭との連携の促進

- ・ 家庭向けリーフレットの配付・活用
- ・ P T A主催によるP T A 4校合同研修会の実施
- ・ 親子ふれあい5分間運動の実施 等

(イ) 地域との連携の促進

- ・ みあれ祭、椿祭り、山笠、夏祭り、海岸清掃、さつき松原保全、文化祭 等

★ 学校いじめ防止基本方針を各校HPへ掲載するとともに、学校いじめ防止基本方針を入学時・学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

3. いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

- ・ いじめは外から見えにくい形で行われることが多く、見ようとしなければ兆候を見過ごしてしまう危険性が高い。そのため、学級担任を中心に全教職員が自覚と責任をもって、児童生徒が発するサインを見逃さず、問題の早期発見に努める。したがって、日頃から学校全体で児童生徒の生活状況のきめ細やかな把握に努める。
- ・ 教職員相互における緊密な情報交換により共通理解を図るとともに、校長を中心とした学校組織体制の中で一致団結して取り組む。いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒本人からも、いじめている児童生徒の側からも発せられる。また、短期間、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに真摯に対応する。

(2) いじめの早期発見のための措置

(ア) 教師の視点からの早期発見の取り組み

- ・ 年度当初のいじめの早期発見・早期対応の手引き周知確認、いじめの認識について、筑前町の事案で明らかになった課題の再確認（県いじめ問題総合対策に基づくいじめ問題に係る取組）
- ・ いじめの早期発見・早期対応の手引―小・中学校編―」（平成19年3月、福岡県教育委員会）を参考につくる。また、チェックポイントの数については、継続的、確実な観察が行われるよう7場面3項目に焦点化する。7場面中いくつかの（どの）場面で観察を行うのか、どのようなチェックポイントを設定するのか各学校において十分協議を行い、チェックリストを活用し教師の視点から早期発見に努める。
- ・ 担任や学年の教諭、養護教諭等、複数の目による観察と情報共有
- ・ 日常的な様相チェックと定期的な情報交換（ホームルーム・学年集会等での様相観察、チェックリスト作成、無記名によるいじめに特化したアンケート）
- ・ 定期的な情報交換の機会だけでなく、複数の教師による児童生徒のよさを記録に残す取組（付箋を携帯し、児童生徒のよさをメモする。付箋がたまれば、児童生徒の名前が書かれたカードに貼っていく。気になる内容や付箋が少ない児童生徒に関しては、学年会等で共有し、次の1週間特に注意）
- ・ スクールカウンセラー等専門家による様相観察
- ・ 小・中学校や地域・関係機関からの情報収集

(イ) 児童生徒の視点からの早期発見の取り組み

- ・ 相談ポストの点検（いつでも相談できる環境作りと担当教師による1日1回の点検）
- ・ 4校統一のアンケート調査の実施（安心して子どもが書くことができるアンケートの実施、学年・担任で差が出ないこと）
- ・ アンケート内容の複数教員による点検
- ・ アンケートのファイルへの保存と職員への共通理解の場や機会の設定
- ・ 無記名式によるいじめに特化したアンケートの学期に1回の実施
- ・ 学校生活アンケートの毎月の実施
- ・ アンケート実施後の教育相談の設定と時間の確保

(ウ) 保護者の視点からの早期発見の取り組み

- ・ 日頃からの児童生徒及び保護者との信頼関係づくり（学級通信や家庭訪問等）
- ・ 保護者の家庭におけるチェックポイントについては、家庭や地域に広く知らせる。（6月、10月、福岡県が行う「県下一斉親子ふれあい運動」の「いじめ撲滅月間」の取組の一つとして配付する。）
- ・ 各学校において、地域連携の機能を生かし、家庭と連携したいじめの早期発見・早期対応の取組を実施
- ★ **いじめ認知件数「零」の学校は、児童生徒や保護者に事実を公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないかを確認する。**
- ★ **いじめの定義を限定して解釈しない。（いじめの定義と別の要素を判断基準とし認知しないことがないようにする。）**

4. いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、次のような考え方で対応にあたる。

- 特定の教職員で抱え込まず、迅速に学校組織として対応する
- 被害児童生徒を守り通す
- 加害児童生徒には毅然とした態度で指導する
- 小中学校・関係機関・専門機関と連携を図る（いじめの報告体制については、図1のとおり）

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- いじめの相談や訴え、兆候があった場合は、関係児童生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認をする。
- 通報を受けた職員は、校内いじめ不登校対策委員会及びいじめ問題担当者に情報を提供する。
- 校長は、責任をもって市教育委員会に報告し、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- 指導困難な場合、犯罪行為であると認められる場合は、ためらわずに所轄警察署と相談し対処する。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

【一次対応（緊急対応）】

- ① **いじめの事実関係を正確に把握する。**
 - ・ 「いつ、どこで、誰に、何をされた（言われた）か」を、本人に具体的に確かめながら記録する。
 - ・ 聴き取りをした内容については時系列に整理する。
 - ・ 聴き取りは最も信頼されている教師等が対応するなど、学校全体で組織的に対応する。
- ② **いじめられた児童生徒の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）をする。**
 - ・ 緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては、緊急避難的措置として別室登校（相談室・保健室等）
- ③ **校長及び関係職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝える。**
 - ・ 聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告する。
 - ・ 保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮する

- ④ 教育委員会へ速やかに報告する。（電話での報告→委員会の指示の上、報告書を提出）
- ✓ いじめと認知した事案についてはすべて報告を行う。
 - ✓ 「生徒指導上の諸問題に関する調査」（月例報告）における「暴力行為」の中の「生徒間暴力」の中には、「いじめ」に該当するものがある。その場合には、「生徒間暴力」の件数と併せて、「いじめ」の件数に計上し報告する。
 - ✓ 「いじめ」事案のうち、児童生徒の生命または身体の安全がおびやかされるような重要な事態に至るおそれがあると考えられるものについては、「事件・事故に関する『報告』（様式7）」により速やかに提出する。

【二次対応（短期対応）】

- ⑤ 保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめられた児童生徒を支援する体制を整える。
- ・ 「校内いじめ問題対策委員会」等において、いじめられている児童生徒の指導・援助の方策案を立てる。
 - ・ 支援の体制及び方針について、全職員で共通理解する。
 - ・ いじめられている児童生徒と信頼関係が最もできている教師を担当リーダーとする。
 - ・ 担当リーダーとなった教師が中心となって、児童生徒を支援する。
 - ・ 児童生徒にかかわりの深い教師数名でプロジェクトチームを組織し、担当者の日常的な指導や援助（意識高揚、共感的人間関係づくり、自己存在感が実感できる学級づくり）に対してサポートしていく。

【三次対応（長期対応）】

- ⑥ いじめられた児童生徒の学級及び集団への適応を促進する。
- ・ チェックリスト等を活用した日常的な観察や、定期的なアンケート調査の実施等を通して、継続して十分な配慮を行う。
 - ・ ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニングなどを実施する。
 - ・ 別室登校や弾力的な学級編成替え等を行う。
 - ・ 人権意識を高める道徳・特別活動等の実践、いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりを行う。

Point

- ① いじめられている児童生徒の心情を十分理解するとともに、「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことを伝えるような対応を行う。「いじめられる側にも問題がある」という対応は絶対に行わない。
- ② 学校内だけでなく、教育委員会や関係諸機関とも情報の共有化、共通理解を図る。
- ③ 組織的な対応を行うとともに、家庭・地域、教育委員会、関係諸機関と連携した取組を行う。

★ いじめは単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

【一次対応（緊急対応）】

- ① いじめの事実と経過を、複数の教師で確認する。
 - ・ いじめた児童生徒が複数の場合、複数の教師で同時に事実と経過を聴く。
 - ・ 「いつ、どこで、誰に、何を（言った）か」を、具体的に記録する。
 - ・ 事実関係の確認と指導を明確に区別する。
- ② 校長、関係職員及び保護者に把握した事実関係を正確に伝える。
 - ・ 聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告する。
 - ・ 複数の教師で聴き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実を正確に把握する。
 - ・ 保護者との信頼関係を築き、共通理解や協働意識を持って解決を図る。

【二次対応（短期対応）】

- ③ いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図る。
 - ・ 「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」などのいじめの態様に応じた適切な対応する。

【三次対応（長期対応）】

- ④ 規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導する。
 - ・ 保護者の養育態度の変容を図る。
 - ・ 共感的人間関係づくりに努め、所属意識や自己存在感が高まるような取組をする。

Point

いじめ正当化の心的メカニズムを十分理解し指導を行う。

- 「責任の回避」…やらなかったら自分がやられる、みんなもやっている。
- 「危害の否定」…たいした害は与えていない、口で言っただけだ。
- 「被害の否定」…相手はやられて当然のことをした。
- 「非難者への非難」…自分だっていじめられた経験がある、大人だってやっている。
- 「高度の忠誠心への訴え」…自分の所属集団のルールからすれば間違っていない。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- (イ) いじめの解決とは、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

(6) ネット上のいじめへの対応

- (ア) 教職員がSNSの仕組みやLINE等の問題点とその対策について理解する。
- (イ) ネット上の不適切な書き込み等については、記録を残し、直ちに削除する措置をとる。
- (ウ) 必要に応じ、法務局、地方法務局、所轄警察署等の協力や援助を求める。
- (エ) 市教育委員会と連携しネット上のトラブル発見に努める。
- (オ) 発見しにくいパスワード付きサイトやSNSのメールを利用したいじめについて、保護者の理解を図っていく。
- (カ) 宣言文を作成し、保護者へ配布して協力を依頼し、連携して取り組む。

5. 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

(1) 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態とは、次のような状況である。

児童生徒がいじめにより、

- ・ 自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(イ) 重大事態が発生した場合は、市教育委員会または学校の下に、実態調査のための組織を設け調査を行う。

(ウ) 組織は、市教育委員会の指導・支援を受け、弁護士や精神科医、学識経験者、心理福祉の専門家、当該事案と人間関係又は利害関係の無いもので構成する。

(エ) 調査結果は、県知事に報告する

※重大事案発生の際の危機管理マニュアルについては、図2に記載。

(2) 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、いつ、誰から、どのような様態であったか、学校の対応はどうであったかについて、説明する。

(イ) 調査結果は、県知事に報告する。

6. いじめ防止等のための職員研修

(1) 校内における研修

(ア) 全職員が参加して行う研修

- ・ 年度当初いじめ対策の基本方針、いじめ理解、いじめを防止する取組、保護者や地域との連携の仕方等について共通理解を図る。

(イ) 生徒指導部会職員研修

- ・ 校内研修会の企画・指導方法・技法の研修や特定の複雑で解決が困難な問題等に関する対応の協議を行う。

(2) 校外における研修

(ア) SC・SCSV・コーチングトレーナー等の専門家を招聘した玄海学園小中学校合同研修会を各学校で実施する。

(イ) 福岡県教育センター等の研修会へ参加し、学んだことを職員に伝える。

7. その他（各取組のPDCAサイクルについて）

- (ア) 学校生活・アセス調査等（年2回）及び「取組評価アンケート」（毎学期）を実施し、生徒指導部（校内いじめ問題対策委員会）で実態分析を行う。その後、実態に応じた取組についての協議を行い、取組計画を見直し、その提案に沿った取組を実践する。1回目・2回目の調査で成果を明確にすると共に課題解決に向けて、学校全体、学年、学級、個に応じた取組を行う。
- (イ) **職員で行う学校評価に、いじめ問題への取組を評価する項目を入れ、学期毎に評価を行い、その結果を学校運営評議委員会等に報告する。**

8. いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の役割・機能

① いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織について

- (ア) 各学校は、いじめ問題対策のための、校内いじめ問題対策委員会を設置する。構成メンバーは、原則として校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、児童支援、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、等から構成し、さらにこのメンバーからいじめ問題担当者を位置付ける。（学校の実態と事案の内容によって、構成員は、校長が決定する）
- (イ) 校内いじめ問題対策委員会では以下の取組を行う。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と点検
 - ・ 年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等の情報収集と記録、共有
 - ・ 教職員の共通理解や意識啓発
 - ・ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ いじめ事案への対応
- (ウ) 各学校のいじめ問題対策のための取り組みを徹底するため、校区いじめ問題対策委員会を設置する。（学校運営評議委員会のメンバーがこれを兼ねる）
- (エ) 校区いじめ問題対策委員会では、以下の取り組みを行う。
 - ・ 校区学校いじめ防止基本方針の承認
 - ・ 校区学校いじめ防止基本方針の見直しや改善案に対する意見

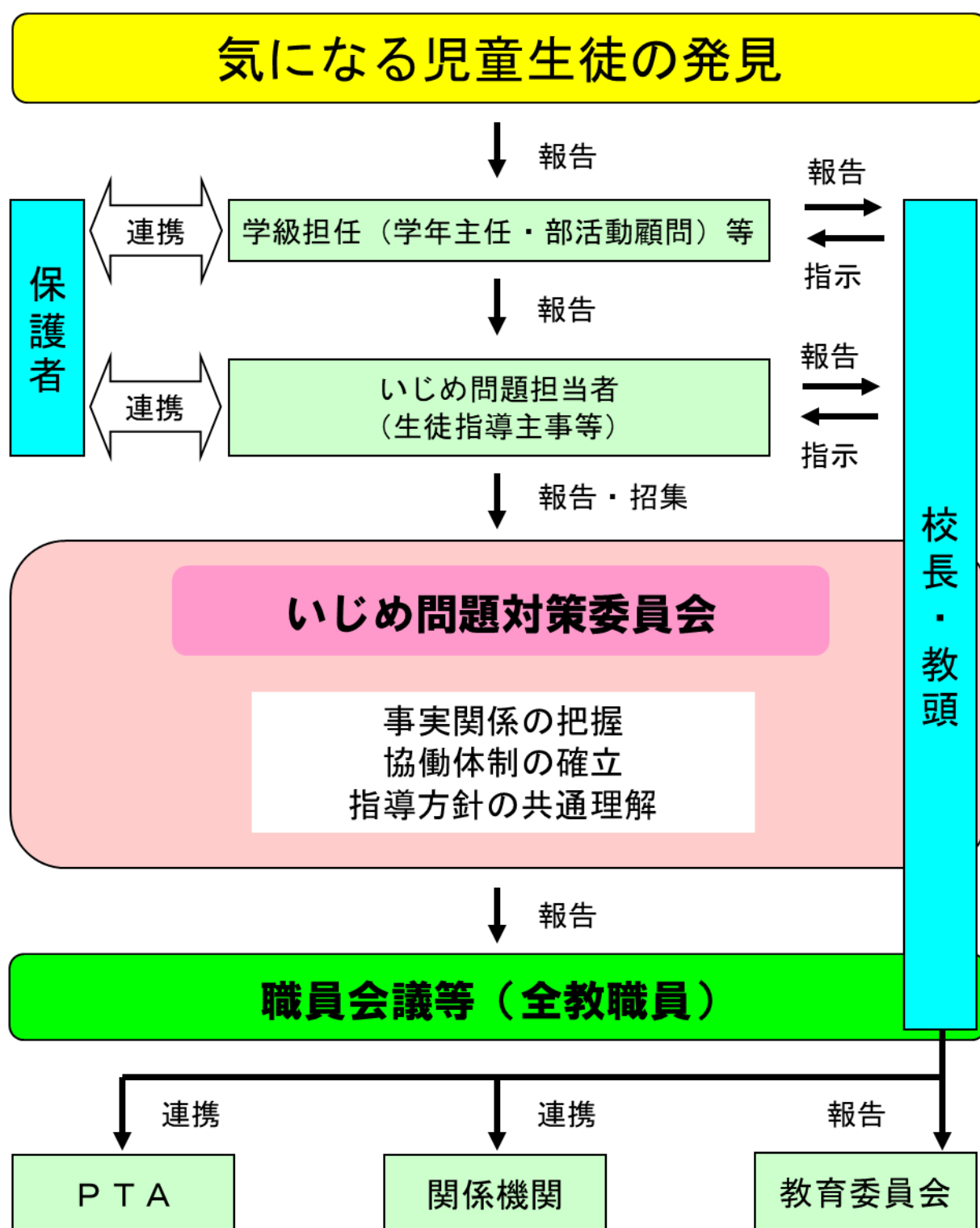
② いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織について

第22条に係る組織の構成員と第28条に係る調査のための組織の構成員は、事案の性質に応じて校長が指名する。なお、第28条に係る調査については、調査主体や調査意識を含めて、宗像市教育委員会の判断を仰ぐものとする。

9. いじめ防止等の年間指導計画

	いじめの未然防止の取組	いじめの早期発見の取組	職員研修	評価・分析の取組
4月	・校内いじめ問題対策委員会 ・いじめチェックリスト活用 ・いじめを生まない教育活動の推進 ・いじめの定義と報告の在り方の職員への周知	・いじめ発見アンケート（簡易） ・相談ポストの確認 ・「いじめの早期発見早期対応」のリーフレットの配布	・年度当初生徒指導に係る研修会	・玄海学園生徒指導部会での情報共有
5月	・校内いじめ問題対策委員会 ・児童生徒理解のため職員会議	・いじめ発見アンケート（簡易） ・相談ポストの確認	・担当者講話「重大事態と組織的な対応」	・玄海学園生徒指導部会での情報共有
6月	・校内いじめ問題対策委員会 ・教育相談の実施 ・「保護者用いじめチェックリスト」配付	・いじめに特化した無記名アンケート ・相談ポストの確認	・SC研修会 ・担当者講話「法を踏まえたいじめ問題の対応」	・玄海学園生徒指導部会での情報共有
7月	・校内いじめ問題対策委員会 ・校区いじめ問題対策委員会	・いじめ発見アンケート（簡易） ・相談ポストの確認	・アセスの活用①（小中合同研修）	・1学期評価 ・アセスの実施・分析（1学期） ・玄海学園生徒指導部会での情報共有
8月		・相談ポストの確認	・人権・同和教育研修 ・生徒指導・特別支援教育研修、SSW研修	
9月	・校内いじめ問題対策委員会 ・いじめチェックリスト活用	・いじめ発見アンケート（簡易） ・相談ポストの確認	・担当者講話「保護者との連携」	・玄海学園生徒指導部会での情報共有
10月	・校内いじめ問題対策委員会 ・「保護者用いじめチェックリスト」配付	・いじめ発見アンケート（簡易） ・相談ポストの確認	・担当者講話「信頼関係の構築」	・玄海園生徒指導部会での情報共有
11月	・校内いじめ問題対策委員会 ・教育相談の実施	・いじめに特化した無記名アンケート ・個人懇談 ・相談ポストの確認	・SC研修会 ・担当者講話「スマホ時代の対応」	・玄海学園生徒指導部会での情報共有
12月	・校内いじめ問題対策委員会 ・校区いじめ問題対策委員会	・いじめ発見アンケート（簡易） ・相談ポストの確認	・担当者講話「いじめの未然防止のためのマネジメント①」	・2学期評価 ・アセスの実施・分析（2学期） ・玄海学園生徒指導部会での情報共有
1月	・校内いじめ問題対策委員会 ・いじめチェックリスト活用	・いじめ発見アンケート（簡易） ・相談ポストの確認	・アセスの活用②（各学校で研修）	・玄海学園生徒指導部会での情報共有
2月	・校内いじめ問題対策委員会 ・教育相談の実施	・いじめに特化した無記名アンケート ・相談ポストの確認	・担当者講話「いじめの未然防止のためのマネジメント②」	・玄海学園生徒指導部会での情報共有
3月	・校内いじめ問題対策委員会 ・校区いじめ問題対策委員会	・いじめ発見アンケート（簡易） ・相談ポストの確認	・いじめ担当者による講話	・学校生活・環境多面調査分析 ・年度評価 ・アセスの実施・分析（3学期）

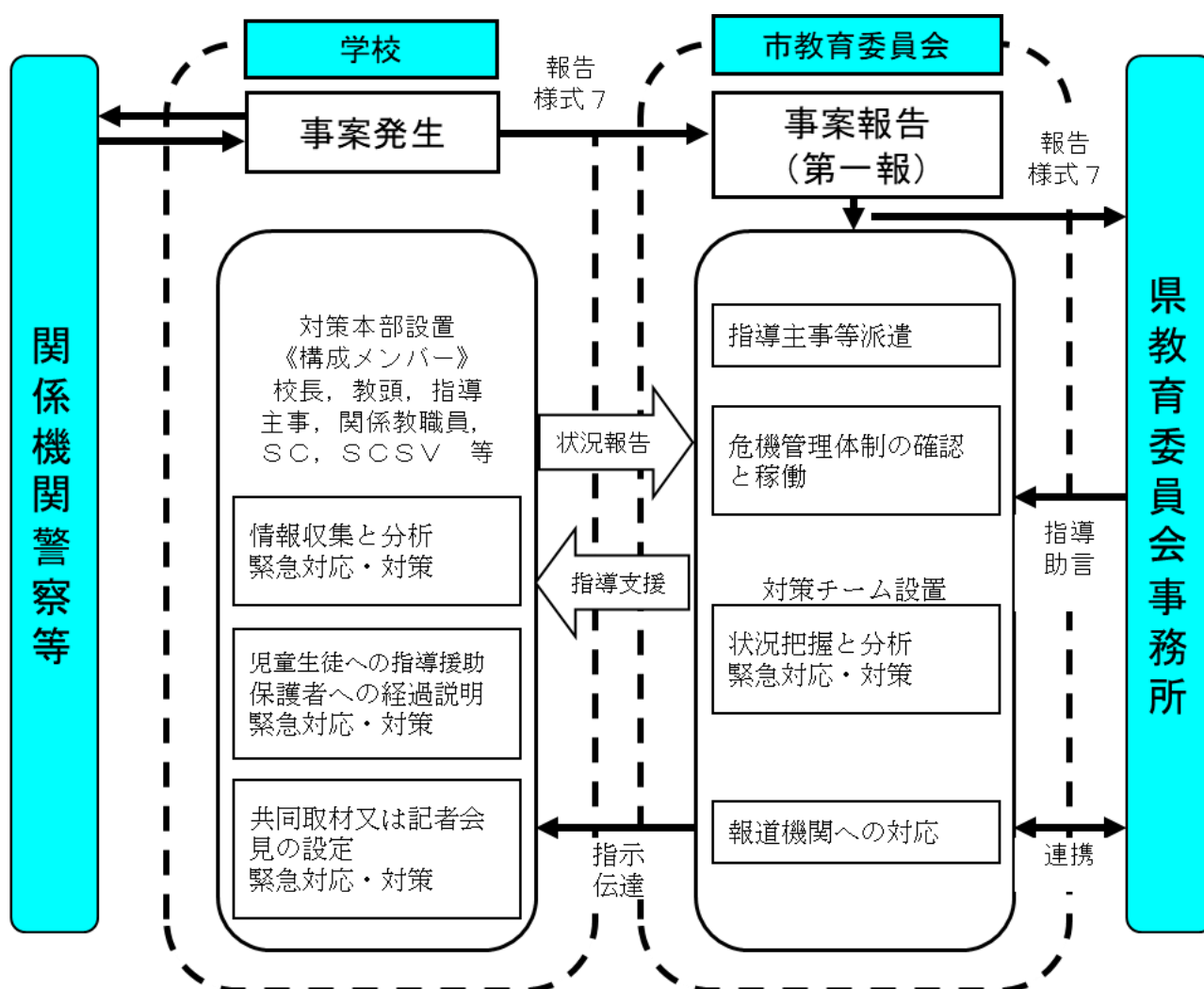
図 1 【いじめの報告体制】



【Point】

いじめの報告については、いじめではないかという認識のもとに行うことが重要であり、いじめの状況や問題への対応の経緯について報告すること。

図2【重大事案発生の際の危機管理マニュアル】



- 重大事案の場合は、事案発生後、速やかに市教育委員会に電話等で連絡する。紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」(月例報告)の様式7で連絡する。
- 速報の場合は、職員をつかずに手書きでもよいので状況が変わり次第、随時報告を挙げていくこととする。